

処遇改善等加算「区分3」（質の向上分）  
（旧：処遇改善等加算Ⅱ）に係る研修修了要件について

令和6年7月24日  
一部改正 令和7年8月26日  
徳島県こども未来部子育て応援課

保育所及び地域型保育事業所

1. 修了すべき研修及び研修分野

| 研修分野          |         |             | 職位（注1）                  |                         |                                     |
|---------------|---------|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
|               |         |             | 副主任保育士                  | 専門リーダー                  | 職務分野別リーダー                           |
| 保育士等キャリアアップ研修 | 専門分野別研修 | 乳児保育        | 専門分野別研修のうち3分野以上の研修分野を修了 | 専門分野別研修のうち4分野以上の研修分野を修了 | 職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野1分野を修了 |
|               |         | 幼児教育        |                         |                         |                                     |
|               |         | 障害児保育       |                         |                         |                                     |
|               |         | 食育・アレルギー対応  |                         |                         |                                     |
|               |         | 保健衛生・安全対策   |                         |                         |                                     |
|               |         | 保護者支援・子育て支援 |                         |                         |                                     |
|               | マネジメント  |             | 必須                      | ×（注2）                   | ×（注2）                               |
|               | 保育実践    |             | ×（注2）                   | ×（注2）                   | ×（注2）                               |

（注1）各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付けこ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「通知」という。）第2の3（1）i及びiiに対応する。

また、iiiにあたる園長、又は主任保育士等については、副主任保育士、又は専門リーダーを対象とした研修を修了することで、研修修了者に含めることができる。

名称は、「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」に限るものではないが、施設における発令が各職位のいずれに当たるかを明確にするとともに、副主任保育士等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

（注2）原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに修了した研修については、専門分野別研修の一つとして取り扱うことができる。

## 2.受講要件に該当する研修

### ①保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に沿って各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。

（令和 2 年度以前は徳島県保育事業連合会への委託で実施、令和 3 年度から公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークへの委託で実施。）

### ②幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（旧免許状更新講習）及び免許法認定講習

施設・事業所からの処遇改善等加算「区分 3」（質の向上分）（以下単に「区分 3」という。）の申請時に以下のア、イに該当することが確認できるものについては、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を研修したものとみなす。

ア 15 時間以上の講習を履修していること。

イ 更新講習修了確認証明書等、受講を証明できるものを所有していること。

なお、旧免許状更新講習については平成 21 年度以降に受講したものを対象とし、免許法認定講習については平成 29 年度以降に受講したものを対象とする。

### ③園内研修

保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修

園内研修については、研修実施日より前に「園内研修の計画」を提出し、県の確認を得る必要がある。

対応する研修分野の研修に関して 1 分野最大 4 時間の研修時間を短縮できる。

## 幼稚園・認定こども園（保育所型・幼稚園型含む）

### 1.修了すべき研修及び研修分野

| 研修分野                                    | 中核リーダー<br>副主幹保育教諭 | 専門リーダー  | 若手リーダー  |
|-----------------------------------------|-------------------|---------|---------|
| 教育及び保育の質を高める<br>ための知識・技能の向上を<br>目的とした研修 | 60 時間以上           | 60 時間以上 | 15 時間以上 |
| うちマネジメント分野の研修                           | 15 時間以上 <b>必須</b> | ×       | ×       |

### 2.受講要件に該当する研修

#### ①保育士等キャリアアップ研修

本県実施キャリアアップ研修は1分野修了につき15時間算入できる。

※ただし、幼稚園においては、「乳児保育」分野は要件研修として認められないため、修了すべき時間に含めることができない。

#### ○「保育実践研修」及び「マネジメント研修」の取扱い

- ・「保育実践研修」は、令和元年度以前に受講した研修のみ修了すべき時間に含めることができる。
- ・「マネジメント研修」は、中核リーダー・副主幹保育教諭のみ修了すべき時間に含めることができる。ただし、若手リーダーは令和元年度以前に受講したものに限り、修了すべき時間に含めることができる。また、専門リーダーは令和3年度以前に受講したものに限り、修了すべき時間に含めることができる。

#### ○保育士等キャリアアップ研修一部修了証についての取扱い

幼稚園及び認定こども園においては、保育士等キャリアアップ研修（1分野15時間）を一部受講修了の場合、受講した時間数をそのまま研修時間として参入することができる。

※2日のうち1日分受講している場合は、含めることができるのは7.5時間となる。

※次年度にその分野を全部修了している場合は、二重の算定とならないように注意すること。

#### ②実施主体が市町村又は大学等である研修

教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的として、市町村又は大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関等）が実施している研修。

研修の受講を証明できる修了証等を所有している場合は、修了すべき研修時間に含めることができる。

③幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（旧免許状更新講習）及び免許法認定講習

次の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了すべき研修時間に含めることができる。ただし、小学校教諭の免許状を持っている教諭が小学校の内容に特化した更新講習を受講した場合等、研修内容として適さないものを除く。

ア.旧免許状更新講習

| 証明書の種類                   | 研修時間     |
|--------------------------|----------|
| 大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」 | 書面記載の時間数 |
| 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」  | 30時間     |

イ.免許法認定講習

| 証明書の種類              | 研修時間       |
|---------------------|------------|
| 大学等が発行する「学力に関する証明書」 | 取得単位数×講習時間 |

旧免許状更新講習については平成21年度以降に受講したものを対象とし、免許法認定講習については平成29年度以降に受講したものを対象とする。ただし、含めることができる時間は30時間までとする。

④幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体のうち、県が適当と認めた者の行う研修

県が研修の実施主体として認めた団体については、県 HP（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kosodateshien/7242387/>）に掲載。  
平成29年度以降に受講したものを対象とする。

⑤園内研修

幼稚園・認定こども園が企画・実施する園内における研修  
園内研修については、研修実施日より前に「園内研修の計画」を提出し、県の確認を得る必要がある。  
中核リーダー（副主幹保育教諭）及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で、修了すべき研修時間に含めることができる。

## その他

### 1.研修修了要件の適用時期について

令和５年度から段階的に適用され、令和８年度に完全実施される。

なお、各年度までに修了すべき研修の分野数又は時間数は、次のとおりである。

#### ア 副主任保育士、中核リーダー、専門リーダー

|                 | R4 年度 | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度以降 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 保育所<br>地域型保育事業所 | 適用なし  | 1 分野   | 2 分野   | 3 分野   | 4 分野    |
| 幼稚園<br>認定こども園   |       | 1 5 時間 | 3 0 時間 | 4 5 時間 | 6 0 時間  |

#### イ 職務分野別リーダー、若手リーダー

|                 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度  | R7 年度 | R8 年度以降 |
|-----------------|-------|-------|--------|-------|---------|
| 保育所<br>地域型保育事業所 | 適用なし  |       | 1 分野   |       |         |
| 幼稚園<br>認定こども園   |       |       | 1 5 時間 |       |         |

### 2.加算額の算定について

加算当年度の４月１日時点の研修修了者（研修終了見込みの者を含まない。）の人数で判断する。なお、加算当年度の４月１日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を１人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できる。

また、令和７年度より、通知第２の３（１）iiiにあたる、園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等についても、「副主任保育士」又は「専門リーダー」を対象とした研修を修了している場合は、区分３－①（人数 A）の算定対象人数に含むことができる。

ただし、令和７年度に限り、人数 A については、令和７年４月１日時点で在籍していた職員で、令和７年度中に研修を修了する見込みの者を、人数 A の算定対象人数に含むことができる。（令和６年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設・事業者に限る）

### 3.賃金改善対象職員について

加算当年度の４月１日時点で研修を修了している者、または加算当年度中に研修修了見込みの者が賃金改善の対象となる。（注１）

また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職の賃金を上回る事となる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職に対して区分3－①による賃金の改善を行うことができる。

(注1) ただし、賃金の改善を行った研修修了見込みの者が年度内に研修を修了できなかった場合、翌年度の加算認定までに当該者が研修を修了していない場合は、翌年度の賃金改善の対象外となる。

#### **4.本要領について**

本要領については、現時点のものであり国通知・FAQにより変更になる可能性がある。